

議事次第七八号

基本財産(立木)の処分について

- 三 朝町大字坂本字坪谷畑六五〇七
- 三 及 止歩

右箇所の立木を賣却するものとする

昭和三十年十一月²⁶日提出

原案可決 三朝町長 坂出雅



昭和三十年十一月十六日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野廉

